

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し（案）
に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方

実施期間 平成 26 年 12 月 26 日から平成 27 年 1 月 26 日まで

実施結果 個人 1 人から 1 件（内容は下記のとおり）

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
河川の水が透明になるように、微生物等を利用した浄化方法を検討してはどうか。	引き続き法令等に基づく工場・事業場の規制や生活排水処理施設の整備等を進めるとともに、微生物等の利用も含めた様々な浄化方法の検討も行いながら、公共用水域の水質の保全に努めます。